

公益財団法人愛知県消防協会理事会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県消防協会（以下「協会」という。）の理事会の運営について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）及び公益財団法人愛知県消防協会定款（以下「定款」という。）の定めに基づき、必要な事項を定める。

第2章 理事会の招集

(招集者)

第2条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第3条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的、審議事項を記した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

- 2 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法より通知を発出することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第4条 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長の中から議長を選ぶ。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選されたものがこれに当る。

(定足数)

第5条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議題の付議の宣言)

第7条 議長は、各議事に入るに当り、その議事を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の説明又は報告)

第8条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、会長、副会長、常務理事及び監事又は当該議題に係る議案の提案者に対し、その議題又は当該議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、会長、副会長、常務理事及び監事又は当該議題に係る議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

2 法人法第197条において準用する第93条第2項の規定により理事から招集の請求があった場合は、議長はその理事に議題の説明を求めなければならない。また、必要があるときは、会長、副会長、常務理事及び監事に対して、これに係る意見を述べさせなければならない。

(議題の審議)

第9条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第10条 理事は、理事会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第1項の動議が、理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(採決)

第11条 議長は、議題について質疑及び討議が尽くされたと認めるときは、審

議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については一括して採決することができる。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 5 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 6 議長は、採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権行使に関するいかなる意見も述べることができない。その議決権は採決の結果を確認する直前のみ行使し、採決の結果に参入することができる。

(採決結果の宣言)

第12条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。ただし、会長の選定を行う理事会については、出席した理事及び監事は、記名押印をしなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。
 - (1) 理事会が開催された日時及び場所
 - (2) 理事会が次に掲げる規程により招集された場合には、その旨
 - ア 法人法第93条第2項の規定により理事の請求を受けて招集されたもの
 - イ 法人法第93条第3項の規定により理事の請求により招集したもの
 - ウ 法人法第101条第2項の規定により監事の請求を受けて招集されたもの
 - エ 法人法第101条第3項の規定により監事が招集したもの
 - (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - (5) 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があると

- きは、その意見又は発言の内容の概要
- ア 法人法第92条第2項（理事の協会との取引等の制限）
 - イ 法人法第100条（監事の理事会の報告義務）
 - ウ 法人法第101条第1項（監事の監事会での意見）
- (6) 出席した理事及び監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- 4 法人法第96条（定款第34条）の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合には、議事録は、次に掲げる内容とするものとする。
- (1) 理事会の決議があったものとみなされる事項
 - (2) 前号の事項の提案をした理事の氏名
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 5 法人法第98条第1項（定款第35条）の規定により理事会に報告を要しないものとされた場合には、議事録は次に掲げる事項を内容とするものとする。
- (1) 理事会に報告を要しないものとされた事項の内容
 - (2) 理事会への報告を要しないものとされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

第4章 理事会の権限等

（理事会の権限等）

第14条 理事会は、法令及び定款で定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財の決定
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 法人法第111条第1項の規定による定款第48条の責任の免除
 - (7) 事業計画書及び収支予算書の承認
 - (8) 事業報告及び決算（計算書類等）の承認
 - (9) 評議員会の招集の決議（日時及び場所並びに議事に付すべき事項）

- (10) 県、国その他関係団体に対する重要な通知、依頼、報告、回答等の検討
- (11) 基本財産その他重要な財産の処分及び譲受けの決定
- (12) 会費及び市町村負担金の額の決定
- (13) 特別会員、名誉会員及び賛助会員の承認
- (14) その他法令で定める事項

(理事の取引の承認)

第15条 理事が法人法第84条第1項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項
- 2 前項の事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

第16条 会長、副会長並びに常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときはこれを理事会に報告しなければならない。

第5章 補 則

(改 廃)

第19条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。